

## 「NTT 施設設置負担金」の廃止について（概要）

第 24 回情報通信学会大会

2007 年 6 月 24 日

鬼木 甫

大阪学院大学

### I. まえがき

#### A. 電話料金：

基本料（毎月固定）

通話料（度数料）

施設設置負担金（負担金）（加入時のみ）

#### B. 負担金問題：

戦前から続く

加入者負担

（固定）電話網建設を支えた

民営化（1985）時もそのまま維持

2004 年から廃止の方向

公平・公平原則、私有財産制との関連

### II. 「負担金」制度の現状と同廃止方策の決定

#### A. 現状

##### 1. 電話加入（「加入権」取得）時の選択肢：

(X) 負担金 36,000 円を支払う

（2005 年 3 月までは 72,000 円）

(Y) ライトプラン：基本料に月 250 円をプラス

（2005 年 3 月までは 640 円）

(Z) 市場で加入権を入手：6,000 円未満程度

##### 2. 有利な選択肢：

1. 56 ヶ月（4 年 8 ヶ月）を超える加入： (Z)

2. 56 ヶ月までの加入： (Y)

##### 3. (X)が選択されることはない

負担金制度はすでに有名無実の存在

#### B. 「負担金」廃止方策の決定

##### 1. 情報通信審議会（「審議会」）

段階的に廃止する方針を総務大臣に答申  
(2004年10月)

2. NTT

負担金 72,000 を 36,000 円に半減  
(2005年3月)

数年内に撤廃の方向で検討中 (全廃は中止?)

3. ユーザによる反対・批判

a. 個人ユーザ

「財産」としての負担金はどうなったのか

b. 法人ユーザ

加入権「資産」の減価・消滅と租税負担

c. 加入権関係の業者

死活問題

NTTに損害賠償請求 (2006.5.30、東京・大阪地裁)

### III. 「負担金制度」の歴史

#### A. 戦前

電話は政府事業

加入時の一時払い金 (高額、電話は高級財)

設備料、架設料などの名目

租税 (目的税) に類似

#### B. 電話網建設期 (公社、1970年代末まで)

1. 電話網の急速建設期

高額の負担金 : 1960 : 10,000 円

1976 : 80,000 円

2. 「加入者債券」購入義務と併用

即時転売可能

実質負担 (売買価格差) : 10,000 円程度

廃止 : 1983 年

3. 「加入権」の市場流通

電話の超過需要 (「積滞」) が継続

加入権が高額で市場流通

質権も設定可能

「財産としての加入権」が成立

負担金はその背後に隠れた状態

**C. 電話網の充足・成熟期（1970年代末から1990年代末まで）**

1. 電話網の成長続く  
超過需要は解消  
負担金はアクセス網建設資金に充当
2. 民営化（1985）時に負担金制度を維持  
NTTの実質独占（アクセス部分）続く  
「独占価格」としての負担金

**D. 電話加入の需要減少・超過供給期（1990年代末から現在まで）**

1. 電話加入減、超過供給  
新規加入者は加入権を市場で入手  
負担金制度の形骸化  
2003年度：総収入の0.06%
2. NTTアクセス回線の開放  
アクセス市場での競争（直取サービス）  
「負担金廃止」へ

**IV. 負担金の基本的性格**

**A. 審議会答申**

加入者による基本料の前払金  
問題点：前払であれば加入終了の際に払戻しが必要  
NTTにより「前受金」として会計処理されていない  
(詳細省略)

**B. NTTの説明**

電話設備費用等に充当するための加入者負担金  
加入終了時に返金されない（しかし加入権譲渡で回収できる）  
問題点：法的性格に不明確な点が残る

**C. 本論文の立場**

加入者による「出資金」に相当するもの  
問題点：法的裏付けがない  
過去の問題ではないか

**V. 「加入者によるNTTへの出資金」としての負担金**

**A. 一般の出資（株式購入）との比較**

項目	株式購入	加入権取得
代価形式	株式価格	負担金
払戻し	なし	なし
持分表示手段	株式（株券）	（加入権？）
代価の使途	設備費等（不特定）	設備費等（不特定）
持分譲渡	株式売却	加入権譲渡（名義変更）
見返り	配当 総会投票権	電話使用权（有償） （加入権）
行為の特色	将来における見返りの対 価を一括して支払う	同左

負担金は実質的には出資金に相当すると考えることも可能

## B. NTT による負担金の会計処理

### 1. 民営化前（公社）

監査報告書（財務諸表相当）：

賃借対照表（B/S）の資本勘定「設備負担金」として記載

### 2. 民営化時（公社 → 株式会社）

公社から引き継いだ負担金

B/S 中の「資本準備金」として記載（→付録 A）

### 3. 民営化後・現在まで

「圧縮記帳」—— 法令により規定

新規加入による負担金収入およびこれと対応する固定設備

B/S に記帳せず（別に記帳、実質上の簿外記帳）

目的： 固定資産税回避のため

（法人税については繰延、長期的に中立）

他公益事業と共通

## VI. 「負担金」をどう考えるか

### A. 負担金の経済的性格

出資金：

加入者による「高額一時負担」という点から

前払金：

「ライトプラン」との比較から

### B. 負担金の法的性格

#### 1. 法的規定から

出資金・前払金のいずれかは不明

2. 法令規定の問題点  
負担金の性格を不明のままに残したこと  
とくに民営化以後

### C. 民営化時（1985）の処理の問題点

1. 会計処理  
会社の「負担金（資本勘定）」を株式会社の「準備金（資本勘定）」に書き換えたこと  
「非公開の収奪」とも批判できる
2. 加入者の処遇  
株主（負担金分）とすることも可能であった  
実際はその主張・議論は無かった  
時代の通念が未熟（？）  
発行株式はすべて NTT（株式会社）から政府（大蔵省：当時）に「無償譲渡」  
政府による加入者の「収奪」とも批判できる

### D. NTT による「圧縮記帳」の問題点

1. 負担金の別記帳から B/S 準備金（自己資本）への付け替え  
圧縮固定設備の償却にもなって進行（→付録 B）
2. 実体を隠蔽  
加入者の眼から出資金としての性格を隠す  
納税者の眼から租税（法人税、固定資産税）減免の実体を隠す
3. 海外市場における NTT 株式上場の問題  
簿外記帳と見られないか（？）  
概算数兆円に及ぶ

### E. 「過去のこと」を検討する意味

1. 将来への警鐘  
加入者・国民による政府への信頼低下、国家・社会の漸次崩壊を防止
2. 「負担金問題」を生じさせた原因は何か  
法令内容が不明確  
私有財産制度における「負担金」の位置  
法令・公式説明中で恣意的用語（負担金、特殊、特定など）を使用  
例： NTT の設備費用に充当する負担金  
（NHK 受信料：公共放送のための特殊な「負担金」）

付録

A. 民営化時の負担金会計の処理（説明例）

(1) 公社（1985.3.31）

B/S					
資産	設備	1000	負債	加入者債券	500
			資本	<b>加入者設備負担金</b>	<b>400</b>
				自己資本	100
		1000			1000

(2) NTT（1985.4.1）

B/S					
資産	設備	1000	負債	加入者債券	500
			資本	<b>資本準備金</b>	<b>400</b>
				自己資本	100
		1000			1000

(3) NTT（1985.4.2）

B/S					
資産	設備	1000	負債	加入者債券	500
			資本	<b>発行株式<sup>(*)</sup></b>	<b>500</b>
					100
		1000			1000

(\*) 大蔵大臣に無償譲渡（→政府保有株式）

B. NTTによる負担金収入の会計処理（説明例）

- 仮定：
1. 負担金収入（10.-）は第1年目のみ。
  2. 同負担金収入はすべて設備増（10.-）に支出。
  3. 同設備は2年で償却、各年に償却費（5.-）を計上。
  4. 同設備増により、2年間に限って売上増（10.-）費用増（5.-）が生ずる。
  5. 他の数字はすべて第1年度水準で不変。

(1) 通常記帳（圧縮記帳なし）、負担金を出資金として扱う場合：

① 第1年目：

B/S			
設備	1000	発行債券	500
		自己資本	500
P/L			
費用	90	売上	100
利益	10		
資本・処分勘定			
配当	10	利益	10
設備増	10	<b>負担金</b>	<b>10</b>

② 第2年目：

B/S			
設備	1010	発行債券	500
		<b>負担金（資本）</b>	<b>10</b>
		自己資本	500
P/L			
費用	95	売上	110
償却費	5		
利益	10		
資本・処分勘定			
配当	10	利益	10
償却引当金	5	償却費	5

③ 第3年目：

B/S			
設備	1005	発行債券	500
償却引当金	5	<b>負担金（資本）</b>	<b>10</b>
		自己資本	500

P/L			
費用	95	売上	110
償却費	5		
利益	10		

  

資本・処分勘定			
配当	10	利益	10
償却引当金	5	償却費	5

④ 第4年目：

B/S			
設備	1000	発行債券	500
償却引当金	10	<b>負担金(資本) 10</b>	
		自己資本	500

  

資本・処分勘定	
設備増(更新)	10
償却引当金	△10

  

B/S (処分後)			
設備	1010	発行債券	500
		<b>負担金(資本) 10</b>	
		自己資本	500

(2) 通常記帳(圧縮記帳なし)、負担金を経常収入として扱う場合：

① 第1年目：

B/S			
設備	1000	発行債券	500
		自己資本	500

  

P/L			
費用	90	売上	100
利益	20	<b>負担金収入 10</b>	



資本・処分勘定

配当	10	利益	20
<b>留保</b>	<b>10</b>		
設備増	10	留保	10

② 第2年目：

B/S

設備	1010	発行債券	500
		<b>自己資本</b>	<b>510</b>

P/L

費用	95	売上	110
償却費	5		
利益	10		

資本・処分勘定

配当	10	利益	10
償却引当金	5	償却費	5

③ 第3年目：

B/S

設備	1005	発行債券	500
償却引当金	5	<b>自己資本</b>	<b>510</b>

P/L

費用	95	売上	110
償却費	5		
利益	10		

資本・処分勘定

配当	10	利益	10
償却引当金	5	償却費	5

④ 第4年目：

B/S			
設備	1000	発行債券	500
償却引当金	10	<b>自己資本</b>	<b>510</b>
資本・処分勘定			
設備増（更新）	10		
償却引当金	△10		
B/S（処分後）			
設備	1010	発行債券	500
		<b>自己資本</b>	<b>510</b>

(3) 圧縮記帳、圧縮分は別に記帳（非公開）する場合（実際に採用）：

① 第1年目：

B/S			
設備	1000	発行債券	500
		自己資本	500
P/L			
費用	90	売上	100
利益	10		
資本・処分勘定			
配当	10	利益	10

② 第2年目：

B/S				B/S（別記帳）			
設備	1000	設備	1000	(圧縮) 設備	10	負担金	10
P/L							
費用	95	売上	110				
利益	15						

資本・処分勘定

配当	10	利益	15
<b>留保</b>	<b>5</b>		

③ 第3年目：

B/S

設備	1000	発行債券	500
流動資産	5	<b>自己資本</b>	<b>505</b>

B/S (別記帳)

(圧縮)設備	5	負担金	5
--------	---	-----	---

P/L

費用	95	売上	110
利益	15		

資本・処分勘定

配当	10	利益	15
<b>留保</b>	<b>5</b>		

④ 第4年目：

B/S

設備	1000	発行債券	500
流動資産	10	<b>自己資本</b>	<b>510</b>

B/S (別記帳)

(圧縮)設備	0	負担金	0
--------	---	-----	---

資本・処分勘定

設備増	10		
流動資産	△10		

B/S (処分後)

設備	1010	発行債券	500
		自己資本	510

(4) 比較

① 最終 B/S :

(2)と(3)は同一。

(1)に対し、(2)と(3)は負担金分 10 を自己資本として取り込んでいる（負担金だけ自己資本が増加している）。(2)はこれを明示しているが、(3)では隠されている。

② 利益額（通算）:

(1) :  $10+10+10=30$

(2) :  $20+10+10=40$

(3) :  $10+15+15=40$

(1)に対し、(2)と(3)は負担金 10 を利益として計上している。

(2)に対し、(3)は利益を（したがって法人税も）繰延べているが、通算合計額は同一である。

③ 固定資産税（各年）:

(1) : 1000, 1010, 1005, 1000 (1010)

(2) : 1000, 1010, 1005, 1000 (1010)

(3) : 1000, 1000, 1000, 1000 (1010)

(1)と(2)はすべて同一。

(1)と(2)に対し、(3)は2年目、3年目に低く計上している。